

規格文書名：SGEC-COC 外部委託契約書様式
(SGEC 規準文書 4 の 4.9 外部委託 注意書 1 の[認証企業]と[非認証企業]間の SGEC-COC 外部委託契約書様式)

内容

本文(契約書様式のみ)

規格文書名： SGEC-COC 外部委託契約書様式
制定者： 一般社団法人 緑の循環認証会議 事務局
制定・施行年月日：2022年3月24日
改正年月日： -年 -月 -日
移行期限： 2023年8月14日 (SGEC 規準文書 4 に同じ)
レビュー期限： 2026年3月29日以前 (SGEC 規準文書 4 に同じ)

SGEC 規格の公式言語：日本語

SGEC 規準文書の公表に関する規定（SGEC 規準文書 1 の 7.2 規格の公表と入手可能性）に基づく表示

1 緑の循環認証会議への連絡先等

組織 : 一般社団法人 緑の循環認証会議（略称：SGEC/PEFC-J）
住所 : 〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-4-3 永田町ビル 4F
電話・FAX : Tel +81-東京 3-6273-3358 Fax +81-3-6273-3368
E-Mail : info@sgec-pefcj.jp URL : <https://www.sgec-pefcj.jp>

2 文書名、公式言語、理事会承認及び発行、施行、移行、レビュー開始年月日

文書名などは表紙に記載した。「次回レビュー開始時期」と「公用語は日本語」に関し補足説明した。

2-1 次回レビュー開始期限 ;

—初版では一括記載 ;

規準文書 1 2021 初版 SGEC 認証制度の管理運営>8. 規格の定期的レビュー→ 8.1. 総論 「規格は、5 年を超えない間隔をもってレビューされなければならない。」

—第 2 版では個別文書ごとにも記載 :

各個別文書の附則に追加 : 「次回レビュー開始は 2026 年 2 月 29 日以前とする。」

(注記 : PEFC 規格への 2 条件の 1 つへの対応 : 第 2 版各文書末尾の附則に記載)

2-2 「SGEC 規格の公式言語 : 日本語」について。

SGEC 規格（規準、ガイド）の公式言語は、日本語。

(注 : 文書 2 (持続可能な森林経営-要求事項) には「公式言語は日本語」と記述。)

なお、SGEC 規格は PEFC 規格に準拠しており、PEFC 規格への適合性が PEFC により確認されている。

SGEC は、PEFC (The Programme for the Endorsement of Forest Certification (PEFC))

に加盟し、PEFC 国際部との契約に基づき日本国内の PEFC 業務の一部に実施委任を受けている。

PEFC 規格の公式言語は英語で、SGEC の PEFC 規格の和訳版は仮訳です。PEFC 規格に関連する SGEC 規格及び PEFC 規格の仮訳の解釈に疑義がある場合は、PEFC 規格 (英文) を参照しなければならない。

3 文書の公開

文書は、SGEC の web-site:<https://www.sgec-pefcj.jp> から自由に閲覧でき、内容を変更せずに複製、印刷、配布することができる。

ただし、登録商標 (SGEC 及び PEFC の登録したロゴ及びイニシャル) については、「SGEC 規準文書 6 商標使用規則 -要求事項」による必要がある。

SGEC規正文書4の4.9 外部委託 注意書1の[認証企業]と[非認証企業]間のSGEC-COC外部委託契約様式

SGEC-COC 外部委託契約書様式

[認証企業]と[非認証企業]間の SGEC-COC 外部委託契約書

[日付]

[住所]に事務所を有する[認証企業]と[住所]に事務所を有する[非認証企業]は、SGEC 規正文書4「森林および森林外樹木製品の COC-要求事項」4.9に基づき、「認証企業」から物理的分離方式で[非認証企業]に供給される加工品、SGEC 商標ラベル付の原料/製品の取扱いについて、また、[日付]の時点で有効な、[認証機関]によって発行された[認証番号 AAAAACC-SGEC-COC-#####(-#)]付きの SGEC-COC 認証書及び[認証番号]、SGEC 商標使用ライセンス及びライセンス番号(SGEC/xx-xx-xx)を保有する[認証企業]は[非認証企業]と商標使用について、以下の通り合意する

第1条 製品の物理的分離

1.1 本契約の範囲として[認証企業]が特定した原材料/製品(当該製品)の取扱いに関し、[非認証企業]は保管および加工の工程において当該製品を他の製品から分離することを確約する。

1.2 [非認証企業]は、[認証企業]に対して、当該製品が保管、加工される[非認証企業]のサイトへ到着する前のすべての個別配送について書面で確認する。

第2条 製品のラベリング

2.1 当該製品への SGEC ラベルの表示について、[認証企業]は[非認証企業]に対し[認証企業]の SGEC 商標使用ライセンス番号が記載された SGEC 商標および/またはラベルのファイル(以下「当該ラベル」)を提供する。

[認証企業]は、[認証企業]に代わり[非認証企業]が当該製品に当該ラベルを貼付することを承認する。

[非認証企業]は、[認証企業]の明確な許可なしに他の製品に当該ラベルを使用しないことを確約す

る。

2.2 [非認証企業]が当該製品に当該ラベルを付す前に、[認証企業]は当該ラベルの最終的なデザインを承認しなければならない。なお、当該ラベルの使用責任は、規準文書6「SGEC 商標使用規則-要求事項に基づき[認証企業]にある。

2.3 [非認証企業]またはその職員が、[認証企業]の明確な許可なしに当該ラベルを使用し、損害が発生した場合、その損害について[非認証企業]が補償する。

この補償の取り決めは、いずれか一方の当事者が本合意を停止した後も有効である。

2.4 本合意は、[認証企業]からの要請により、または、いずれかの一方の当事者により停止された場合、[認証企業]が[非認証企業]に付与したラベル使用の許可は終了し、[非認証企業]は、保持している当該ラベルのすべてのデジタルコピーを直ちに永久に削除する。

第3条: 検証

3.1 [非認証企業]は、[認証企業]に、当該製品が物理的に分離され、他の材料と混合されていないことの確認方法に関する情報を提供する。

3.2 [非認証企業]は、[認証企業]及び SGEC-COC 認証書を発行した認証機関が、この合意が正しく実施されているかを検証するための内部及び外部監査の一環として[非認証企業]の現場への立ち入り検査を実施することを了承する。監査には、当該製品の取り扱いに関与する[非認証企業]の担当者へのインタビューが含まれる場合もある。

第4条 終了

4.1 両者は、書面による通知により直ちに本契約を終了することができる。

第5条 適用

5.1 (それぞれの企業が記入)

[認証企業]代表

[名前と役職]

[非認証企業]代表

[名前と役職]

参考 SGEC 規準文書4「森林および森林外樹木製品の COC-要求事項」関係条項

4.9 外部委託

4.9.1 組織は、自社の SGEC-COC の対象範囲にある行為を他の主体に外部委託(外注)することができる。

4.9.2 組織は、外部委託(外注)(のすべての段階を通じて、当該すべての外部委託(外注)された行為がマネジメントシステムに関する要求事項を含む本規格の要求事項を満たすことについて責任を負う。組織は、すべての外部委託(外注)先との間に、下記を確実にするために文書による合意を有していなければならない。

a) 組織の SGEC-COC の対象である原材料/製品が、他の原材料/製品から物理的に区別されている。かつ

b) 組織が、外部委託(外注)行為に関する本規格の要求事項との適合性を検証する内部監査及び外部審査のために、外部委託(外注)した主体のサイトへの立ち入ることが可能であること。

注意書 1:外部委託(外注)契約のための書式は、SGEC/PEFC ジャパンから入手できる

注意書 2:外部委託(外注)された行為の内部監査は、外部委託(外注)された行為の開始の前、及び少なくとも毎年、実行されなければならない。

本様式は PEFC Technical document version1 (2020.1.12)” Template: Outsourcing Agreement”を参考に SGEC/PEFC ジャパンが作成した(2022年3月24日)